

県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第23号

県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例

県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 県営特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の<u>いずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの</u></p> <p><u>(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において県営特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として知事が認める者（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる者のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者であって、知事が定める基準に該当するもの（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）</u></p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 県営特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の<u>いずれにも該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>ア 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があるもの</u></p> <p><u>イ 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において県営特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として知事が認める者（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）</u></p> <p><u>ウ イに掲げる者のほか、現に同居し、又は同居しようとする親族がない者であって、知事が定める基準に該当するもの（所得が規則で定める基準に該当する者に限る。）</u></p>

(4) [略]

2 [略]

(入居の手続)

第9条 入居予定者は、第6条第1項の規定による通知のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 知事の定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) [略]

2～4 [略]

(決定等に関する意見聴取)

第37条 知事は、第9条第2項の決定若しくは第10条第1項若しくは第11条第1項の承認をしようとするとき、又は現に県営特定公共賃貸住宅に入居している者（同居している者を含む。）について特に必要があると認めるときは、第4条第1項第4号、第10条第2項、第11条第2項及び第25条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察本部長の意見を聴くことができる。

(2) [略]

2 [略]

(入居の手続)

第9条 入居予定者は、第6条第1項の規定による通知のあった日から10日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 請書を提出すること。

(2) [略]

2～4 [略]

(決定等に関する意見聴取)

第37条 知事は、第9条第2項の決定若しくは第10条第1項若しくは第11条第1項の承認をしようとするとき、又は現に県営特定公共賃貸住宅に入居している者（同居している者を含む。）について特に必要があると認めるときは、第4条第1項第2号、第10条第2項、第11条第2項及び第25条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、警察本部長の意見を聴くことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。